

平成25年4月19日
佐賀県県土づくり本部建築住宅課
地域住宅担当

長期優良住宅工事完了報告書の添付書類について

平成25年5月1日以降に長期優良住宅の工事完了報告書を提出される場合は、これまでの書類に加え、建築基準法による検査済証の写しの添付をお願いします。

工事完了報告書の提出に必要な書類は次のとおりとなります。

長期優良住宅の工事完了報告に必要な書類

◎建築士による書類を添付する場合

- 工事完了報告書
- 建設性能評価書の写し又は建築士による工事監理報告書の写し
- 建築基準法による検査済証の写し（建築基準法による完了検査が必要な場合のみ）

◎建設工事の受注者による書類を添付する場合

【※建築士による書類が添付できない場合（木造100㎡以下の建築物で建築士が工事監理を行っていない場合）のみ】

- 工事完了報告書
- 建設工事の受注者による書類
- 建築基準法による検査済証の写し（建築基準法による完了検査が必要な場合のみ）